

運転者適性診断

適性診断は、ドライバーの心理及び整理の両面から個人の特徴を把握し、安全運転に役立つようきめ細かなアドバイスを行うものです。

特定の運転者（初任運転者、高齢運転者及び事故惹起運転者）に対しては貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項により、適性診断受診が義務付けられています。

1. 実施機関（平成30年4月1日現在）

- (独) 自動車事故対策機構 (NASVA)
松山市井門町1081-1 TEL (089) 960-0102
- (株) 西条ドライビングスクール
西条市石田284 TEL (0898) 64-3018
- (株) 石原自動車教習所
松山市空港通4丁目8-12 TEL (089) 972-1010
- (株) 城西自動車学校
松山市中央1丁目1-41 TEL (089) 925-0105
- (株) 第一自動車教習所
松山市朝生田町4丁目4-32 TEL (089) 932-1151

2. 申込み方法及び診断実施日時

事前予約制です。上記実施機関に直接お申込み及びご確認下さい。

3. 診断種類等

種類	所要時間	手数料(税込)	対象者等
一般診断	約1時間半	2,300円	事故防止のため定期的（少なくとも3年に一回、出来れば2年毎、毎年）な受診をお勧めします。
初任診断 (義務)	約2時間	4,700円	新たに事業用運転者として採用された者
適齢診断 (義務)	約2時間	4,700円	65歳になった日から1年以内に受診。その後3年毎に受診。75歳になると毎年受診が必要。
カウンセリング付 一般診断	約2時間	4,700円	特定診断Ⅰ・Ⅱには該当しない事故を起こした方や事故防止の為にカウンセリングが必要と思われる方等。
特別診断	約3時間	10,100円	特に希望される方（内容等はお問い合わせ下さい）
特定診断Ⅰ (義務)	約2時間半	9,100円	死者又は重傷者を生じた事故を引き起し、且つ当該事故前の1年間に交通事故を引き起した事がない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起し、且つ当該事故前の3年間に交通事故を引き起した事がある者。
特定診断Ⅱ (義務)	約4時間半	29,300円	死者又は重傷者を生じた事故を引き起し、且つ当該事故前の1年間に交通事故を引き起した事がある者。

※初任診断は、他社で過去3年以内に初任診断を受診している方は受診の義務はありません。但し、他社においてドライバーの経験が豊富でも、未受診或いは一般診断のみの受診の場合は受診義務があります。

4. 手数料の補助

県ト協の会員事業者は、一般・初任・適齢診断受診料が全額助成となります。

但し、NASVA以外で受診された場合は、現地で手数料をお支払い頂き、別途

「県ト協へ助成金申請」が必要となります。（助成金申請書は受診した教習所で入手下さい）